

## 国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法ガイドライン

### 新旧対照表

3. 用語の定義と解説			
新		旧（平成 30 年 12 月）	
AEO 制度	Authorized Economic Operator の略称。 国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。	AEO（ <u>認定事業者</u> ）制度	Authorized Economic Operator の略称。 国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。
AEO <u>承認・認定事業者</u>	AEO 制度において貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された <u>事業者</u> （特例輸入者を除く）。	AEO <u>輸出者</u>	AEO 制度において貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された <u>輸出者</u> （特定輸出者）。

5.ガイドライン

5.ガイドライン	
新	旧（平成 30 年 12 月）
<p>2.4 届出手続きと届出書の記載事項</p>	<p>業務を開始しようとする日の2週間前までに国土交通大臣に届け出なければならない。届出書に必要な記載事項は以下のとおりとする。</p> <p>① <u>法人の場合：名称、住所、代表者の氏名、法人番号（13桁）</u> 個人の場合：氏名、住所</p> <p>② <u>業務の種類及び概要</u></p> <p>③ <u>届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）</u></p> <p>④ <u>コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称</u></p> <p>⑤ <u>コンテナ総重量の確定方法の区分</u></p> <p>なお、複数の事業所等を有する法人にあっては、法人単位での届出であっても、事業所等单位での届出でも構わない。</p>
<p>2.6 届出手続きの特例（記載事項等の一部を省略できる者並びに届出書の記載及び添付</p>	<p>AEO 承認・認定事業者又は ISO9001 取得者は、それを証明する書類を届出書に添付することで、以下の届出書の記載事項が記載され、添付書類が添付されたこととする。</p> <p>① AEO 承認・認定事業者</p> <p>1) 届出書の記載事項</p> <p style="padding-left: 20px;">業務の種類及び概要</p> <p style="padding-left: 20px;">届出に係る担当部門の責任者の氏名</p>
<p>2.4 届出の<u>手続き</u>と届出書の記載事項</p>	<p>業務を開始しようとする日の2週間前までに国土交通大臣に届け出なければならない。届出に必要な書類は以下のとおりとする。</p> <p><u>以下の事項を記載した届出書</u></p> <p>① <u>名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号</u> <u>（個人の場合は）氏名及び住所</u></p> <p>② <u>届出に関する事項</u></p> <p>1) <u>業務の種類及び概要</u></p> <p>2) <u>届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）</u></p> <p>3) <u>コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称</u></p> <p>4) <u>コンテナ総重量の確定方法の区分</u></p> <p>5) <u>備え置く業務実施手順書の文書名、文書番号及び作成日</u></p> <p>なお、複数の事業所等を有する法人にあっては、法人単位での届出であっても、事業所等单位での届出でも構わない。</p>
<p>2.6 届出の<u>手続き</u>の特例 1（記載事項等の一部を省略できる者）</p>	<p>ISO9001 取得者又は AEO 輸出者は、それを証明する書類を届出書に添付することで、<u>2.7 又は 2.8 のとおり</u>、届出書の記載事項の<u>一部</u>が記載され、添付書類の<u>一部</u>が添付されたこととする。</p>

<p>する書類の一部の省略)</p> <p>※別紙参照</p>	<p><u>コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称</u></p> <p>2) 添付書類</p> <p><u>現在事項が証明できる登記事項証明書</u></p> <p>② ISO9001 取得者</p> <p>1) 届出書の記載事項</p> <p><u>業務の種類及び概要</u></p> <p><u>届出に係る担当部門の責任者の氏名</u></p> <p>2) 添付書類</p> <p><u>現在事項が証明できる登記事項証明書</u></p>		
	<p>(削る)</p>	<p>2.7</p> <p><u>ISO9001 を取得者の届出</u></p> <p><u>(届出書の記載及び添付する書類の一部の省略)</u></p> <p>※別紙参照</p>	<p><u>ISO9001 取得者であることを証明する書類をもって、以下の届出書の記載事項が記載がされ、添付書類が添付されたこととする。</u></p> <p>①届出書の記載事項</p> <p><u>1) 業務の種類及び概要</u></p> <p><u>2) 届出に係る担当部門の責任者の氏名</u></p> <p>②添付書類</p> <p><u>現在事項が証明できる登記事項証明書</u></p>
	<p>(削る)</p>	<p>2.8</p> <p><u>AEO 輸出者の届出 (届出書の記載及び</u></p>	<p><u>AEO 輸出者であることを証明する書類をもって、以下の届出書の記載事項が記載がされ、添付書類が添付されたこととする。</u></p> <p>①届出書の記載事項</p> <p><u>1) 業務の種類及び概要</u></p>

		添付する書類 の一部の省 略)  ※別紙参照	2) 届出に係る担当部門の責任者の氏名 3) コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称 ②添付書類 現在事項が証明できる登記事項証明書
2.7 届出の押印及 び署名	届出書への代表者等の押印又は署名は不要であり、現在事項が証明できる登記事項証明書は写しで構わない。 また、電子的方法により届け出る場合は、届出の日は電子的方法により情報が送信された日とする。	2.9 届出の手続き の特例 2（電 子的方法によ る届出）	法人番号を有する者であって、別に定める電子的方法により届け出る場合には、届出書への代表者等の押印又は署名は不要とするとともに、現在事項が証明できる登記事項証明書は写しで構わない。 また、届出の日は電子的方法により情報が送信された日とする。
2.8 届出変更の手 続き	届出荷送人は以下のいずれかの事項に変更があった場合には、遅滞なく国土交通大臣にその旨を届け出ること。 ① 届出荷送人の名称、住所、法人番号 ② 届出に係る担当部門責任者の氏名又は連絡先 ③ コンテナ総重量の確定方法の区分 ④ 5年毎の業務継続報告が認められている者については、AEO 承認・認定又は ISO9001 認証	2.10 届出変更の手 続き	届出荷送人の名称、所在地（コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の住所の変更を含む）又は届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名、連絡先に変更があった場合には、遅滞なく国土交通大臣にその旨を届け出ること。
2.9 業務継続の報 告	届出をした日から、3年毎に業務の実施方法を点検（外部監査又は内部監査等）するとともに、届出事項の変更の有無を確認し、国土交通大臣に点検の結果及び届出事項の変更の有無を報告すること。 なお当該報告は、届出をした日から3年を経過する毎に、その経過する日の90日前からその経過する日までの間に行うこと。	2.11 業務継続の報 告	届出をした日又は業務継続の報告をした日を基準に、少なくとも3年毎に業務の実施方法を点検（外部監査又は内部監査等）するとともに、届出荷送人の名称又は所在地を除く届出事項の変更の有無を確認し、国土交通大臣に点検の結果及び届出事項の変更の有無を報告すること。なお当該報告について、基準日の90日前から30日前までの間に国土交通省へ報告を行った場合、その基準日から3年間を新たに業務継続報告まで

			<u>の期間として設定する。</u>
2.10 業務継続報告 の期間に関する 特例	<p>下記①あるいは②を届出時又は業務継続報告時に添付した場合は、2.9の業務継続の報告を3年毎ではなく、5年毎に行うことで差し支えない。</p> <p>① AEO承認・認定事業者であることを証明する書類及びAEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類</p> <p>② ISO9001を取得していることを証明する書類及びISO9001の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類</p>	-	(新設)
2.11 業務の廃止	(略)	2.12 業務の廃止	(略)
6.4 登録申請の手 続きと申請書 の記載事項	<p>業務を開始しようとする日の前に国土交通大臣の登録を受けなければならぬ。登録申請書に必要な記載事項は以下のとおりとする。</p> <p>① 法人の場合：名称、住所、代表者の氏名、法人番号（13桁） 個人の場合：氏名、住所</p> <p>② コンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする事業所の名称及び所在地 （自らの事業所以外でコンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする場合には、業務又は営業の拠点となる事業所の名称及び所在地）</p>	6.4 登録申請の手 続きと申請書 の記載事項	<p>業務を開始しようとする日の前に国土交通大臣の登録を受けなければならぬ。登録の申請に必要な書類は以下のとおりとする。</p> <p><u>以下の事項を記載した申請書</u></p> <p>① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号</p> <p>② コンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする事業所の名称及び所在地 （自らの事業所以外でコンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする場合には、業務又は営業の拠点となる事業所の名称及び所在地）</p>

	<p>③ 登録に係る担当部門の責任者の氏名、職名、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）</p> <p>④ コンテナ総重量の確定方法の区分 （方法1若しくは方法2又は両方で確定させるのか）</p> <p>⑤ 計量器の種類 （特定計量器若しくは器差が±5%の範囲内である計量器又は外部委託であるか）</p>		<p>③ 登録に係る担当部門の責任者の氏名及び職名</p> <p>④ コンテナ総重量の確定方法の区分 （方法1若しくは方法2又は両方で確定させるのか）</p>
<p>6.5 登録申請書の 添付書類</p>	<p>申請書に添付する書類は以下のとおりとする。</p> <p>① 定款及び登記事項証明書</p> <p>② 役員の氏名及び経歴を記載した書類</p> <p>③ 方法1によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類</p> <p>④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類</p> <p>⑤ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類 （業務に関する教育・訓練を受けた記録の写し、代表者の宣誓書等）</p> <p>⑥ コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書</p> <p>⑦ 港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類 （港湾運送事業法及びその関係法令に抵触しない範囲内で、コンテナ総重量を確定させる業務を実施する旨の代表者の宣誓書）</p> <p>上記②から⑤は申請日時点のものとする。</p>	<p>6.5 登録の申請書の 添付書類</p>	<p>申請書に添付する書類は以下のとおりとする。</p> <p>① 定款及び登記事項証明書</p> <p>② 役員の氏名及び経歴を記載した書類</p> <p>③ 方法1によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類</p> <p>④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類</p> <p>⑤ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類 （業務に関する教育・訓練を受けた記録の写し、代表者の宣誓書等）</p> <p>⑥ コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書</p> <p>⑦ 次の許可等を得ている者にあつては、それを証明する書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者</u></li> <li>・ <u>港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可された者</u></li> <li>・ <u>荷送人等との契約に基づき重量を確定する貨物利用運送事業法による</u></li> </ul>

			<p>貨物利用運送事業を行う者として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者(国土交通大臣により許可を受けたとみなされる者を含む)</p> <p>⑧ 港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類 (港湾運送事業法及びその関係法令に抵触しない範囲内で、コンテナ総重量を確定させる業務を実施する旨の代表者の宣誓書)</p> <p>上記②から⑤は申請日時点のものとする。</p>
6.6 登録申請書の添付書類(コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書)	<p>コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書には、以下を定めておかなければならない。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>既上記を満たす手順書又は社内規定等を有する場合には、当該手順書又は社内規定等をコンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書とみなす。</p> <p>上記の場合には、当該手順書又は社内規定を、6.5の⑥に代わり申請書に添付すること。</p>	6.6 登録の申請書の添付書類(コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書)	<p>コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書には、以下を定めておかなければならない。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>既上記を満たす手順書又は社内規定等を有する場合には、当該手順書又は社内規定等をコンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書とみなす。</p> <p>上記の場合には、当該手順書又は社内規定を、6.5の⑦に代わり申請書に添付すること。</p>
6.7 登録手続きの特例(省略できる書類) ※別紙参照	<p><u>AEO承認・認定事業者又はISO9001取得者である場合には、それを証する書類を6.5の添付書類の一部に換えることのできる書類は以下のとおりとする。</u></p> <p>①定款及び登記事項証明書</p> <p>②役員の氏名及び経歴を記載した書類</p> <p>③コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類</p> <p>④コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が計測に関する知識経験</p>	6.7 登録の特例	<p><u>有効な品質マネジメントシステム(ISO9001)取得している場合には、それを証する書類を6.5の添付書類の一部に換えることのできる。</u></p>

	<u>を有する者であることを証する書類</u>		
	(削る)	6.8 <u>登録の特例</u> <u>(省略できる</u> <u>書類)</u>  ※別紙参照	<u>登録の申請書の添付書類の一部の省略が認められている者は、以下書類の添付を省略してよい。</u> ①定款又は寄付行為及び登記事項証明書 ②役員の名及び経歴を記載した書類 ③コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類 ④コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が計測に関する知識経験を有する者であることを証する書類
6.8 <u>申請の押印及び署名</u>	申請書への代表者等の押印又は署名は不要であり、登記事項証明書は写しで構わない。 <u>また、電子的方法により申請する場合は、申請の日は電子的方法により情報が送信された日とする。</u>	6.9 <u>申請の手続きの特例(電子的方法による届出)</u>	<u>法人番号を有する者であって、別に定める電子的方法により申請する場合には、申請書への代表者等の押印又は署名は不要とするとともに、登記事項証明書は写しで構わない。</u>
6.9 <u>登録変更</u>	登録確定事業者の <u>以下のいずれかの事項に変更があった場合には、変更した日から起算して30日を経過する日までの間に国土交通大臣の変更登録を受けなければならない。</u> ① <u>登録確定事業者の名称、住所、法人番号(13桁)</u> ② <u>コンテナ総重量の確定方法の区分</u> ③ <u>登録に係る担当部門責任者の氏名又は連絡先</u> ④ <u>業務実施手順書で定めるコンテナ総重量の確定方法(確定の手順)</u>	6.10 <u>登録の変更</u>	登録確定事業者の <u>名称又は住所並びに代表者の氏名を変更しようとするときは、国土交通大臣の変更登録を受けなければならない。</u> <u>変更登録にあつては変更する日の2週間前までに国土交通大臣に登録事項変更申請を行うこと。</u>



	<p>に関する事項又は計量器の性能の確保に関する事項</p> <p>⑤ <u>登録の有効期間が 5 年間である者にとっては、ISO9001 認証又は AEO 承認・認定</u></p>		
	(削る)	<p>6.11</p> <p><u>登録の変更</u></p> <p>(届出事項)</p>	<p>6.10 以外の登録事項 (登録の申請書の添付書類の変更を含む) に変更がある場合には、変更後遅滞なく国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。登録の手続きの特例が認められている者の省略できる書類に変更があった場合には、登録の変更は必要としない。</p>
6.10 登録の有効期間	(略)	6.12 登録の有効期間	(略)
6.11 <u>登録の有効期間に関する特例 (告示第 8 条の国土交通大臣が定める期間)</u>	<p><u>告示第 8 条第 1 項の「国土交通大臣が定める期間」は、5 年間とする。</u></p> <p><u>なお、AEO 承認・認定事業者は以下①を、ISO9001 取得者は以下②を申請時に添付すること。</u></p> <p>① <u>AEO 承認・認定事業者であることを証明する書類及び AEO 制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類</u></p> <p>② <u>ISO9001 を取得していることを証明する書類及び ISO9001 の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類</u></p>		(新設)

<p>6.12 登録更新の手続き</p>	<p>登録確定事業者が、登録の更新を受けようとするときは、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録の更新を申請しなければならない。更新の申請の方法については、登録の申請と同様とする。</p> <p><u>また、添付書類（登記事項証明書及び業務実施手順書を除く。）については、既に国土交通大臣に提出されている書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>なお、登録更新申請書及びその添付書類に加え、6.6に定められている事項を満たした業務実施手順書、重量確定業務に関する教育・訓練の実施記録、計量器の調整・点検結果報告を提出した場合は従来の登録番号の使用を認めることとする。</p>	<p>6.13 登録の更新の手続き</p>	<p>登録確定事業者が、登録の更新を受けようとするときは、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録の更新を申請しなければならない。更新の申請の方法については、登録の申請と同様とする。</p> <p>なお、登録更新申請書及びその添付書類に加え、6.6に定められている事項を満たした業務実施手順書、重量確定業務に関する教育・訓練の実施記録、計量器の調整・点検結果報告を提出した場合は従来の登録番号の使用を認めることとする。</p>
<p>6.13 登録廃止の手続き</p>	<p>(略)</p>	<p>6.14 登録の廃止の手続き</p>	<p>(略)</p>
<p>6.14 第三者の範囲</p>	<p>(略)</p>	<p>6.15 第三者の範囲</p>	<p>(略)</p>
<p>8.3 届出荷送人の公開の期間と削除</p>	<p>国土交通省は、届出日又は2.9の業務継続の報告があった日から3年を経過したにもかかわらず報告がない場合にあっては、電話、電子メール若しくは直接の訪問を含む実態確認等を行う。その実態が存在しないことを確認した場合、国土交通省は当該届出荷送人の公開を中止し、届出</p>	<p>8.3 届出荷送人の公開の期間と削除</p>	<p>国土交通省は、届出日又は2.11の業務継続の報告があった日から3年を経過したにもかかわらず報告がない場合にあっては、電話、電子メール若しくは直接の訪問を含む実態確認等を行う。その実態が存在しないことを確認した場合、国土交通省は当該届出荷送人の公開を中止し、届出</p>

	荷送人一覧からの削除を行うことができる。		荷送人一覧からの削除を行うことができる。
9.1 登録申請書の 審査	<p>国土交通省は、申請書及び添付書類を審査し、審査基準に適合していると認められるときは、登録簿に登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者氏名、法人番号、外部監査の有無、確定方法の区分及び計量器の種類（特定計量器又は点検・調整された、器差が±5%の範囲内である計量器）を記載する。</p> <p>また、国土交通省は登録通知書をもって申請者に登録年月日及び登録番号を通知する。</p>	9.1 登録申請書の 審査	<p>国土交通省は、申請書及び添付書類を審査し、審査基準に適合していると認められるときは、登録簿に登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者氏名、法人番号、外部監査の有無、確定方法の区分及び計量器の種類（特定計量器又は点検・調整された、器差が±5%の範囲内である計量器）を記載する。</p> <p><u>港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者、港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可された者、荷送人等との契約に基づき重量を確定する貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業を行う者として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者(国土交通大臣により許可を受けたとみなされる者を含む) にあつては、証明する書類の写しも提出すること。</u></p> <p>また、国土交通省は登録通知書をもって申請者に登録年月日及び登録番号を通知する。</p>

6. よくある質問と回答

新			旧（平成 30 年 12 月）		
	届出書、登録申請書のひな形や、業務実施手順書の記載内容、手続きの方法等は提示されるのか。	国際海上輸送コンテナの総重量の確定方法マニュアル（以下「マニュアル」）に掲載します。マニュアルは、改正省令及び告示の交付にあわせて、国土交通省のホームページで公開します。		届出書、登録申請書のひな形や、業務実施手順書の記載内容、手続きの方法等は提示されるのか。	国際海上輸送コンテナの総重量の確定方法マニュアル（仮称。以下「マニュアル」）に掲載します。マニュアルは、改正省令及び告示の交付にあわせて、国土交通省のホームページで公開します。
2.6 届出手続きの特例（記載事項等の一部を省略できる者）	ISO14001（環境マネジメントシステム）を取得しているが、書類の一部は省略できるのか。	書類の一部を省略すると認めるものは、 <u>AEO 承認・認定事業者又は ISO9001 取得者のうち、重量確定に係る P D C A サイクルを保有する者としております。</u>	2.6 届出の <u>手続きの特例 1</u> （記載事項等の一部を省略できる者）	ISO14001（環境マネジメントシステム）を取得しているが、書類の一部は省略できるのか。	書類の一部を省略すると認めるものは、ISO9001 取得者又は <u>AEO 輸出者</u> としております。これは、品質管理の P D C A サイクルを保有し、自主的な業務の改善及び顧客満足度の向上を目指すことで、コンテナ総重量の確定が確実に実施されると考えるためです。

<p>2.6 届出<u>手続き</u>の特例（記載事項等の一部を省略できる者）</p>	<p>かつて ISO9001 を取得していたが、品質管理が十分可能になったことから返上し、現在は持っていない。この場合においても書類の一部は省略することは可能か。</p>	<p>（略）</p>	<p>2.6 届出<u>の</u>手続きの特例 <u>1</u>（記載事項等の一部を省略できる者）</p>	<p>かつて ISO9001 を取得していたが、品質管理が十分可能になったことから返上し、現在は持っていない。この場合においても書類の一部は省略することは可能か。</p>	<p>（略）</p>
<p>2.6 届出<u>手続き</u>の特例（記載事項等の一部を省略できる者）</p>	<p>届出をする法人としては ISO9001 を取得していないが、コンテナ総重量を確定する組織、事業所は ISO9001 を取得している。この場合にあっても記載事項等の一部を省略できるのか。</p>	<p>（略）</p>	<p>2.6 届出<u>の</u>手続きの特例 <u>1</u>（記載事項等の一部を省略できる者）</p>	<p>届出をする法人としては ISO9001 を取得していないが、コンテナ総重量を確定する組織、事業所は ISO9001 を取得している。この場合にあっても記載事項等の一部を省略できるのか。</p>	<p>（略）</p>

2.6 届出手続きの特例（記載事項等の一部を省略できる者）	コンテナ総重量を確定に関する当社の一部の組織では ISO9001 を取得しているが、全ての組織では ISO9001 を取得していない。この場合にあっても記載事項等の一部を省略できるのか。	(略)	2.6 届出 <u>の</u> 手続きの特例 <u>1</u> （記載事項等の一部を省略できる者）	コンテナ総重量を確定に関する当社の一部の組織では ISO9001 を取得しているが、全ての組織では ISO9001 を取得していない。この場合にあっても記載事項等の一部を省略できるのか。	(略)
2.7 届出の押印及び署名	(略)	(略)	2.9 届出の <u>手続きの特例 2</u> （ <u>電子的方法による届出</u> ）	(略)	(略)
2.9 業務継続の報告	「3 年毎に業務の実施方法を点検（外部監査又は内部監査等）する」とあるが、点検の結果の報告はどうすれば良いのか。	(略)	2.11 業務継続の報告	「 <u>少なくとも 3 年毎に業務の実施方法を点検</u> （外部監査又は内部監査等）する」とあるが、点検の結果の報告はどうすれば良いのか。	(略)
2.10 業務継続報告の期間に関する特例	<u>既に届出荷送人として届出</u> 手続きをしており、 <u>AEO 承認・認定事業者又は ISO9001 取得者であること</u> を証明する書類を提出している場合、令和 4 年 9 月 14 日公布の告示	<u>次回報告までの期間が自動延長されることはありません。次回報告までの期間を 5 年間としたい場合は、次のいずれか書類を添付し、令和 4 年 9 月 14 日以降に点検結果報</u>	-	(新設)	

	<p><u>改正に伴い、特段の追加手続きをしなくても、次回業務継続報告までの期間が自動的に延長されるのか。</u></p>	<p><u>告書を提出してください。</u></p> <p>① <u>AEO 承認・認定事業者であることを証明する書類及び AEO 制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類</u></p> <p>② <u>ISO9001 を取得していることを証明する書類及び ISO9001 の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類</u></p>			
6.5 登録申請書の 添付書類	<p>「コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類（業務に関する教育・訓練を受けた記録、代表者の宣誓書等）」とあるがどのようなものか。</p>	(略)	6.5 登録の申請書 の添付書類	<p>「コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類（業務に関する教育・訓練を受けた記録、代表者の宣誓書等）」とあるがどのようなものか。</p>	(略)

6.5 登録申請書の 添付書類	「港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類（港湾運送事業法及びその関係法令に抵触しない範囲内で、コンテナ総重量を確定させる業務を実施する旨の代表者の宣誓書）」とあるがどのようなものか。	(略)	6.5 登録の申請書 の添付書類	「港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類（港湾運送事業法及びその関係法令に抵触しない範囲内で、コンテナ総重量を確定させる業務を実施する旨の代表者の宣誓書）」とあるがどのようなものか。	(略)
6.10 登録の有効期 間	(略)	(略)	6.11 登録の有効期 間	(略)	(略)
6.11 <u>登録の有効期 間に関する特 例（告示第8条 の国土交通大 臣が定める期 間）</u>	<u>既に登録確定事業者として登録し ており、AEO承認・認定事業者又 はISO9001取得者であることを証 明する書類を提出している場合、 令和4年9月14日公布の告示改正 に伴い、特段の追加手続きをしな くとも、登録の有効期間が自動的 に延長されるのか。</u>	<u>登録の有効期間が自動延長される ことはありません。有効期間を5年 間としたい場合は、次のいずれか の書類を添付し、令和4年9月14 日以降に登録更新申請書類一式を 提出してください。</u>  ① <u>AEO承認・認定事業者である ことを証明する書類及びAEO 制度における監査部門により コンテナ総重量確定に関する 内部監査が行われていること を確認できる内部監査関係書 類</u>	-	(新設)	



		② <u>ISO9001 を取得していることを証明する書類及び ISO9001 の監査範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類</u>			
6.14	(略)	(略)	6.15	(略)	(略)